

防衛省訓令第1号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）の施行前の防衛庁訓令等の効力に関する訓令を次のように定める。

平成19年1月9日

防衛大臣 久間 章生

防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）の施行前の防衛庁訓令等の効力に関する訓令

第1条 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号。以下「改正法」という。）の施行前に防衛庁長官、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、技術研究本部長若しくは装備本部長又は相当の権限のある者（次条において「旧機関」という。）が発した防衛庁における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）第3条に規定する訓令、達、行動命令、一般命令、個別命令、日日命令、指示、指令、通達類（次条において「旧訓令等」という。）は、別段の定めをしない限り、改正法の施行後は、それぞれ、防衛大臣、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、技術研究本部長若しくは装備本部長又は相当の権限のある者（次条において「新機関」という。）が発した防衛省における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）第3条に規定する訓令、達、行動命令、一般命令、個別命令、日日命令、指示、指令、通達類（次条において「新訓令等」という。）とみなす。

第2条 前条の規定により新訓令等とみなされたもので、改正法の施行前の旧機関に対して発せられた旧訓令等は、別段の定めをしない限り、それぞれ改正法の施行後の新機関に対して発せられたものとみなす。

附 則

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。